

横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払いの実施等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する福祉用具購入費等の支給を受ける居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担の軽減を図るため、福祉用具購入費等の支給に係る受領を登録事業者に委任すること（以下「受領委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉用具購入費等 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (2) 登録事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具及び法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売を行う事業者又は法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費に係る住宅改修を施工する業者であって第4条に規定する事業者登録を受けたものをいう。
- (3) 福祉用具等の提供 法第44条第1項に規定する特定福祉用具及び法

第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売又は法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費に係る住宅改修の施工をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(受領委任)

第3条 被保険者は、登録事業者から福祉用具等の提供を受ける場合は、受領委任をすることができる。ただし、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 介護保険料に滞納がある場合
- (2) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けている場合
- (3) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている場合
- (4) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載を受けている場合
- (5) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けている場合

(登録対象事業者)

第4条 受領委任を取り扱う事業者としての登録（以下「事業者登録」という。）を受けることができる者は、法第44条第1項及び法第56条第1項に規定する福祉用具の販売を行う事業者又は法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する住宅改修を行う事業者であって、受領委任の取扱

いを適切に行うことができるものとする。

(登録の申請)

第5条 事業者登録を受けようとする事業者は、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録申請書（別記第1号様式）に横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払制度に係る取扱確約書（別記第2号様式）及びその他必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、登録の適否を審査した上で、事業者登録を行い、速やかに横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録事業者として決定をしたときは、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録簿（別記第4号様式）に登録するものとする。

4 前項の規定による登録の有効期限は、登録の決定を受けた年度の翌年度の末日までとする。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、前条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、事業者登録を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録廃止（休止・再開）届出書（別記第6号様式）を町長に提出しなければ

ばならない。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、福祉用具等の提供をするときは、居宅介護支援事業者等及び町の介護保険担当課と必要な連絡調整を行い、法その他の関係法令等を遵守し、被保険者の心身状況等に応じた適切なサービスを提供するよう努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第8条 町長は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の名称、所在等について情報提供を行うものとする。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく受領委任を拒んだ場合
- (2) この告示に定める手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者に損害を生じさせた場合
- (4) 不正な手段により、事業者登録を受け、又は福祉用具購入費等を受領した場合
- (5) その他町長が登録事業者として不適當であると認めた場合

2 町長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者登録取消通知書（別記第7号様式）により当該登録事業者に通知するものとする。

(支給の申請)

第10条 福祉用具購入費等の支給について受領委任をしようとする者は、横芝光町介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（別記第8号様式）又は横芝光町介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（別記第9号様式）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第11条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領委任の適否を決定した上で、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払支給（不支給）決定通知書（被保険者用）（別記第10号様式）により当該被保険者に、横芝光町介護保険福祉用具購入費等受領委任払支給（不支給）決定通知書（事業者用）（別記第11号様式）により当該登録事業者に通知するものとする。

（返還及び受領委任の取消し）

第12条 町長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により福祉用具購入費等を受領したときは、支払を受けた当該福祉用具購入費等の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、被保険者が偽りその他不正な手段により受領委任の適用の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 事業者登録その他のこの告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。